

特 記 仕 様 書

1 業務名

令和6～7年度大和町第五次総合計画及び国土利用計画改定等業務

2 業務目的

本業務は、令和4年3月に策定した大和町第五次総合計画及び大和町第五次国土利用計画（以下「総合計画等」という。）について、昨今の社会情勢等を鑑み、基本計画（前期計画）の計画期間を1年間前倒しするとともに、併せて、町土利用の構想も見直し、総合計画等を改定することを目的とする。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

4 業務概要

本業務は、総合計画等の改定に関する作業全般の支援名等（コンサルティング）を行うものとする。

5 業務内容

（1）改定支援業務

①大和町第五次総合計画に関すること

（ア）基礎調査

i 基本計画・地方版総合戦略（以下、「基本計画等」という。）の点検

- ・これまでの行財政改革の取組み結果及び基本計画等事業の成果や課題を分析し、想定されていなかった新たな課題や重点施策等について抽出すること。
- ・既存基本計画等の施策及び事業の進捗状況に関する調査を行うこと。

ii 基礎資料の分析

- ・本町を取り巻く社会経済状況との関係や影響を分析すること。
- ・町の個別計画や国・県の中長期的な関連計画、大規模事業計画等を整理し、分析すること。
- ・SDGsに関連する国・県の関連計画と町の個別事業を分析すること。
- ・類似する市町村と比較し、本町の強みや弱みを分析すること。
- ・本町の人口、産業等をはじめとする基礎的なデータを整理し、今後の見通しを分析すること。

iii 町民意識調査（アンケート調査）の分析

- ・令和6年度中に町が実施する町民意識調査（約3,000件）の結果を分析すること。
- なお、アンケート調査票の印刷、発送、回収、集計の作業は町が行うこととする。

iv 将来フレームの検証

- ・基本構想の将来フレーム目標値と実績値の比較分析及び年齢階層別・地域別人口

等の分析を行うこと。

- ・分析を踏まえ、計画最終年における目標到達見込みの検証を行うこと。

v 基礎調査結果のまとめ

- ・上記 i ～ v の分析結果から得られた課題（現計画改定後の新たな町の課題を含む）等を基礎調査結果としてまとめること。
- ・基礎調査結果は、広く意見を聞くために町民に対して公開する予定としていることから、誰にもわかりやすい内容とすること。

(イ) 改定検討組織等の運営支援

i 改定検討組織の運営に係る提案、出席、会議資料、会議録等の作成

- ・庁内策定委員会（6回）
- ・庁内プロジェクトプランニングチーム（5回／チーム）

ii 総合計画審議会の運営に係る提案、出席、会議資料、会議録等の作成

- ・総合計画審議会（3回）

iii 各懇談会等の運営に係る提案、出席、ファシリテート、会議資料、議事録等の作成

- ・町民懇談会（説明会）（6地区×2回）
- ・総合計画策定懇談会（ワークショップ）（3部会×3回）

※回数は予定回数であり、必要に応じて協議の上、増減することがある。

(ウ) 改定方針の検討

i 基本計画等（後期計画）期間における施策の方向性の整理

- ・後期計画期間（令和8年度～令和13年度）において重点的・戦略的に取り組むべき施策の方向性等を整理すること。
- ・戦略的な視点に立ち、本町に求められる新たな施策を検討し、提案を行うこと。

(エ) 総合計画改定案の策定

i 総合計画改定案の作成

- ・総合計画の改定内容を具体的に検討し、草案・素案・原案（以下、「各案」という。）を作成すること。
- ・各案に対する町民意見の集約、関係機関等との調整を整理すること。
- ・総合計画の改定素案作成までの期限は、令和7年11月までとする。

ii 庁内協議、照会に係る調整、助言等の支援

- ・総合計画改定素案の整理、作成のための庁内担当課との協議、担当課への照会等に係る調整、助言等の支援を行うこと。

(カ) 住民参画に関する運営支援

- ・総合計画改定素案に関する住民懇談会資料及びパブリックコメントの実施に係る公表資料等の作成、支援を行うこと。

②大和町第五次国土利用計画に関すること

(ア) 上位計画等との整合

- i 国土利用計画は改定する総合計画改定に即し、国土利用計画法第8条に基づいた内容とすること。

- ・町土の利用に関する基本構想
 - ・町土の利用目的に応じた目標
 - ・利用目標達成するための必要な措置
- (イ) 各指標及び目標作成のための現況調査の実施及び見直し
- (ウ) 改定検討組織の運営に係る提案、出席、会議資料、会議録等の作成
- ・国土利用策定部会（４回）
 - ・庁内策定委員会（国土利用計画をあわせて審議する。）（４回）
- ※回数は予定回数であり、必要に応じて協議の上、増減することがある。
- (エ) 国土利用計画の案の策定
- ・国土利用計画の改定素案作成までの期限は、令和７年１１月までとする。

6 打合せ等の実施

本業務を実施するうえで必要となる打合せを適宜実施する。また、受注者は町が必要と判断した場合にその打合せの議事録を作成し、双方で保管するものとする。

7 業務にあたっての留意事項

- (１) 本業務の実施に際しては、本町担当者との連絡を密にし、その指示に従い、誠実に本業務を遂行するものとする。
- (２) イラスト等については、新規作成のほか、商用利用可のフリー素材を使用する場合には、受注者の負担により関係機関に対しての手続き等を行うものとする。なお、手続き等にあたっては、手続き先や内容等について事前に町と協議すること。
- (３) 画像使用及び掲載許可の申請等、必要な手続き等が生じた場合は、受注者の負担により関係機関に対しての手続き等を行うものとする。なお、手続き等にあたっては、手続き先や手続き内容等について事前に町と協議すること。
- (４) 受注者は、町の承認を受けずに本業務の一部を他業者に委託してはならない。
- (５) 受注者は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うこと。
- (６) 秘密保持については、作成の際に知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩しないこと。また、契約解除後も同様とする。
- (７) 受託者は品質管理の向上とデータの適切な管理に努めること。
- (８) 受託者は、本業務を実施するにあたり、事故や運営上の課題等が発生した場合は速やかに町に連絡し、その指示に従うこと。
- (９) この仕様書に定めがない事項および疑義が生じた場合は、別途協議すること。

8 成果品

受注者は、業務の成果として下記に掲げる成果品を提出すること。なお、業務期間内であっても町が支持した場合には、その都度必要な成果を納品するものとする。

納期については、町・受注者協議のうえ定めるものとする。

- (1) 業務報告書 : 1 部
- (2) 電子データファイル : 1 式 (CD-ROM 等)
- (3) その他本業務で収集及び作成した資料 : 1 式

9 支払条件

- (1) 本業務の支払いは契約金額を契約期間年度に分けた 2 回払いとする。
- (2) 令和 6 年度の支払いは、「5 業務内容」のうち町が指示する業務の履行とし、「9 成果品」のうち「(1) 業務報告書」の納品をもって履行とする。
- (3) 令和 7 年度の支払いは、「6 業務内容」のすべての業務を完了し、「9 成果品」の納品をもって履行とする。

10 その他

本業務で履行した内容は、全て本町の所有とし、本町の承諾なくして使用してはならない。また、成果品に関する全ての権利は、本町に帰属するものとする。